第５　病性判定時の措置
口蹄疫防疫指針第５を準用する。
第６　発生農場における防疫措置（法第16条・第21条・第23条・第25条）
口蹄疫防疫指針第６を準用する。
第７　通行の制限（法第15条）
口蹄疫防疫指針第７を準用する。
第８　移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）
１　制限区域の設定
⑴　移動制限区域
①　都道府県は、患畜又は疑似患畜の判定後、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径１キロメートル以内の区域について、家畜等の移動を禁止する区域（以下「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、動物衛生課と協議の上、判定前であっても牛肺疫である可能性が高いと認められる場合には、判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。
②　都道府県は、発生農場における感染状況等から通報が遅れたことが明らかであり、かつ、疫学情報により既に感染が拡大しているおそれがあると考えられる場合等には、動物衛生課と協議の上、周辺の農場数、家畜の飼養密度に応じ、半径１キロメートルを超えて移動制限区域を設定する。この場合、当該発生農場の所在する都道府県全体又は当該都道府県を含めた関係都道府県全体を対象として移動制限区域を設定することもできる。
⑵　搬出制限区域
都道府県は、原則として、発生農場を中心とした半径５キロメートル以内の移動制限区域に外接する区域について、家畜等の当該区域からの搬出を禁止する区域（以下「搬出制限区域」という。）として設定する。なお、⑴の②の場合には、移動制限区域の外縁から５キロメートル以内の区域について、搬出制限区域として設定する。
⑶　家畜市場又はと畜場で発生した場合
都道府県は、家畜市場又はと畜場に所在する家畜が患畜又は疑似患畜と判定された場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。
①　原則として、当該家畜市場又はと畜場を中心とした半径１キロメートル以内の区域について、移動制限区域として設定する。
②　当該家畜の出荷元の農場を中心として、⑴及び⑵と同様に移動制限区域及び搬出制限区域を設定する。
⑷　制限区域の設定方法
①　移動制限区域の外縁の境界及び搬出制限区域の外縁の境界は、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するのに適当なものに基づき設定する。
②　移動制限区域又は搬出制限区域が複数の都道府県にわたる場合には、動物衛生課の指導の下、事前に、当該都道府県の間で十分に協議を行う。
③　移動制限区域及び搬出制限区域の設定に先立ち、その都度、次の措置を講ずる。なお、事前にこれらの措置を講ずることが困難な場合には、設定後速やかにこれらの措置を講ずる。
ア　移動制限区域及び搬出制限区域内の家畜の所有者、市町村及び関係機関への通知
イ　報道機関への公表等を通じた広報
ウ　主要道路と移動制限区域及び搬出制限区域との境界地点での標示
⑸　家畜の所有者への連絡
都道府県は、移動制限区域及び搬出制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の家畜の所有者に対し、その旨及び発生農場の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。
２　制限区域の変更
⑴　制限区域の拡大
発生状況等から、移動制限区域外での発生が多発すると考えられる場合には、動物衛生課と協議の上、移動制限区域及び搬出制限区域を拡大する。
⑵　制限区域の縮小
１の⑴の①の区域を超えて移動制限区域の設定・拡大を行った場合であって、発生状況及び周辺農場の清浄性確認の結果から、感染拡大が限定的なものとなっていることが明らかとなったときは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域の範囲を半径１キロメートルまで縮小することができる。
３　制限区域の解除
⑴　移動制限区域
次の要件のいずれにも該当する場合に解除する。
①　移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了（と殺、死体の処理及び農場の消毒が全て完了していることをいう。以下同じ。）後52日が経過した後に実施する第11の２の⑵の清浄性確認検査により、全て陰性を確認すること。
②　移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後63日が経過していること。
⑵　搬出制限区域
第11の２の⑴の発生状況確認検査において、移動制限区域及び搬出制限区域内の全ての農場で陰性を確認した時に解除する。
４　制限の対象
⑴　生きた家畜
⑵　発生農場及び発生農場から半径１キロメートル以内の区域にある農場（第11の２の⑴の発生状況確認検査により、陰性が確認された農場を除く。）で搾乳された生乳
⑶　移動制限区域内で採取された精液及び受精卵（病性判定日から遡って63日目の日前に採取され、区分管理されていたものを除く。）
⑷　家畜の死体
⑸　敷料、飼料、排せつ物等
⑹　家畜飼養器具
５　制限の対象外
⑴　敷料等の処分のための移動
①　発生の状況、環境保全の観点等を勘案して、家畜防疫員が飼養家畜に臨床的な異状がないことを確認した農場の敷料、排せつ物及び家畜の死体は、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒をすることを目的に処理施設等に移動することができる。
②　移動時には、次の措置を講ずる。
ア　移動前に、家畜防疫員が当該農場の家畜に異状がないか確認する。
イ　原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
ウ　積込み前後に車両表面全体を消毒する。
エ　原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
オ　複数の農場を連続して配送しないようにする。
カ　移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
キ　移動時には、制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。
ク　運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
ケ　移動経過を記録する。
③　焼却又は化製処理をする場合には、次の措置を講ずる。
ア　運搬車両から原料投入場所までシートを敷く。
イ　原料置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
ウ　焼却又は化製処理の完了後直ちに、処理施設の出入口から原料投入場所までの経路を消毒する。
⑵　制限区域外の家畜の死体の処理施設への移動
制限区域（移動制限区域及び搬出制限区域をいう。以下同じ。）外の農場の家畜の死体は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の処理施設に移動させることができる。この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、⑴の③のアからウまでの措置を講ずる。
⑶　制限区域外の家畜等の通過
制限区域外の農場の家畜等について、制限区域を通過しなければ、制限区域外の他の農場、と畜場等の目的地に移動させることができない場合には、動物衛生課と協議の上、制限区域を通過させることができる。この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。